| | | |
|---|---|---|
| 17388 | サンケイバリダシン液剤５ | 鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明 |
| 17389 | ホクコーヘルシード水和剤 | 東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄 |
| 17390 | ＵＢＥヘルシード水和剤 | 東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠 |
| 19056 | ビームガゼット粒剤５５ | 東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　フィリップ・ファイル |
| 19060 | 住化ヘルシードスターナフロアブル | 東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　廣瀬博 |
| 19061 | ＵＢＥヘルシードスターナフロアブル | 東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠 |

平成22年９月29日付けをもって再登録したもの

| 登録番号 | 農　薬　の　名　称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 11870 | ホクコールビトックス乳剤 | 東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　丸山孝雄 |
| 13778 | キャプレート水和剤 | 東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦 |
| 14371 | カダンＡ | 東京都千代田区神田美倉町11番地　フマキラー株式会社　代表取締役社長　大下一明 |

平成22年９月30日付けをもって再登録したもの

| 登録番号 | 農　薬　の　名　称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|
| 13290 | カルホス粉剤 | 東京都中央区日本橋三丁目14番５号　保土谷ＵＰＬ株式会社　代表取締役　西川範夫 |
| 18190 | オンコル粒剤１ | 大阪市中央区大手通三丁目２番27号　大塚化学株式会社　代表取締役　戸部貞信 |
| 18191 | ローヌ・プーランデナポン水和剤５０ | 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ギャビンマーチャント |
| 18193 | バイエルザーク粒剤２５ | 〃 |
| 18194 | エキカ炭酸ガス | 東京都港区西新橋一丁目16番７号　日本液炭株式会社　代表取締役社長　渡邉秀生 |

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

## ○国農林水産省告示第三号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第七条第一項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十二年十月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

国土交通大臣　馬淵　澄夫

### 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標、基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

第１　公共建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

１　公共建築物における木材の利用の促進の意義

⑴　木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

しかしながら、戦後植林された人工林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、これら資源の利用は低調であり、木材価格も低迷していること等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような現状において、国産材（国内で生産された木材をいう。以下同じ。）の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

このため、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。

⑵　公共建築物における木材の利用の促進の効果

公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できる。

また、公共建築物は、広く国民一般の利用に供されるものであることから、木材の利用の促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの国民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、国及び地方公共団体が、その整備する公共建築物における木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用の促進の意義について国民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

２　公共建築物における木材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、１の公共建築物における木材の利用の促進の意義を踏まえ、非木造化を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って公共建築物における木材の利用の促進を図るものとする。

⑴　国の取組

国は、法第３条に規定する国の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるとともに、公共建築物における木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するなど、公共建築物における木材の利用の促進を図る上で主導的な役割を果たすことが求められている。